

平成 29 年 2 月 24 日
資金管理センター

平成 29 年度再資源化預託金等運用計画(案)

資金管理法人の業務を行う本財団資金管理センターが、再資源化預託金等を運用するに際しての方針については、資金管理業務規程第 14 条の規定に基づき、「再資源化預託金等の運用の基本方針」(以下「運用の基本方針」という。)において定められているところである。

本計画は、運用の基本方針及び資金管理業務規程第 15 条の規定に基づき、平成 29 年度に本財団資金管理センターが収受・管理する再資源化預託金等に係る運用の計画を定めるものである。

1. 平成 29 年度の新規運用額の見通し(※1)

(1) 平成 29 年度の新規運用額の見通し(現金受渡ベース)

平成 29 年度の新規運用額の見通し(現金受渡ベース)は、<表 1>のとおり。

<表 1 平成 29 年度の新規運用額の見通し(現金受渡ベース)>

(単位:億円)

新車購入時預託(※2)		531
引取時預託(※2)		3
運用収入(※3)		95
債券満期償還金		893
収入合計	(A)	1,522
預託金払渡支出(※4)		340
預託金輸出返還支出(※4)		165
他会計への繰入金支出(※4)		6
支出合計	(B)	511
平成 28 年度からの繰越額:債券未取得額(※5)	(C)	30
平成 28 年度からの繰越額:流動性確保額	(D)	30
平成 30 年度への繰越額:債券未取得額(※5)	(E)	25
平成 30 年度への繰越額:流動性確保額	(F)	30
当期運用可能額	(A)-(B)+(C)+(D)-(E)-(F)	1,015

- ※1 資料 3-2「平成 29 年度再資源化預託金等特別会計収支予算書(案)」を基に作成。
- ※2 資料 3-3「平成 29 年度再資源化預託金等特別会計収支予算書(案)の説明書」の「特定資産取得支出」における「(1)再資源化預託金等の入金額」と同じ。
- ※3 資料 3-3「平成 29 年度再資源化預託金等特別会計収支予算書(案)の説明書」の「特定資産取得支出」における「(2)運用収入の入金額」と同じ。
- ※4 資料 3-3「平成 28 年度再資源化預託金等特別会計収支予算書(案)の説明書」の「特定資産取崩収入」における(1)(2)(3)の額と同じ。
- ※5 次年度初めに新規発行時における政府保証債を取得するために繰り越す額。

(2)平成 29 年度の新規運用額の使途

平成 29 年度の新規運用額の使途は、<表 2>のとおり、新規運用額見通し 1,015 億円のうち、1,013 億円を債券の取得に充て、2 億円を債券取得時の経過利息(※6)の支払いに充てる。

- ※6 利付債券を売買するとき、債券の買い手は、前回利払日の翌日から受渡日までの日数(経過日数)について日割計算された利息相当分を債券の売り手に支払う。この利息相当分を経過利息という。

<表 2 平成 29 年度の新規運用額の使途>

(単位:億円)

平成 29 年度新規運用額	1,015
新規債券取得額	1,013
経過利息支払額	2

(3)流動性の確保について

再資源化預託金等運用においては例年、預託金現金収支が逼迫した際も預託金払渡支出・預託金輸出返還支出・他会計への繰入金支出を確実にを行うために流動性確保額を設けている。平成 29 年度は例年と同様に、預託金輸出返還支出額の約 2 ヶ月分(※7)に相当する 30 億円の流動性を確保する。

- ※7 預託台数の減少時においても預託金額と払渡金額は比例する傾向にあることから、手元に確保しておくべきは輸出返還の出金分であると思料する。国債の償還が集中する四半期末の月には、債券満期償還・利息合わせて 200 億円程度の入金が発生するため、手元資金不足の可能性があるのは四半期末以外の月であることから、輸出返還支出額の 2 ヶ月分に相当する金額を確保する。

(4) 四半期毎の新規運用額の見通し

四半期毎の新規運用額の見通しは、＜表 3＞のとおり。

＜表 3 四半期毎の新規運用額の見通し＞

(単位: 億円)

	1Q	2Q	3Q	4Q	計
新車購入時預託	153	133	122	122	531
引取時預託	1	1	1	1	3
運用収入	22	25	22	25	95
債券満期償還金	253	212	212	216	893
収入合計 (A)	430	371	357	364	1,522
預託金払渡支出	95	87	81	76	340
預託金輸出返還支出	40	43	40	42	165
他会計への繰入金支出	2	-	-	4	6
支出合計 (B)	137	130	121	123	511
前期からの繰越額: 債券未取得額 (C)	30	25	25	25	25
前期からの繰越額: 流動性確保額 (D)	30	30	30	30	30
次期への繰越額: 債券未取得額 (E)	25	25	25	25	25
次期への繰越額: 流動性確保額 (F)	30	30	30	30	30
当期運用可能額 (A)-(B)+(C)+(D)-(E)-(F)	297	241	235	241	1,015

2. 平成 29 年度における残存年限別保有残高及び新規取得債券の種別構成

(1) 残存年限別の保有残高

- ① 運用の基本方針に基づき、いわゆるラダー型の運用を行う。ラダー型運用の期間については、自動車の平均使用年数等を考慮した各年限の必要残高に応じたものとしている。
- ② 再資源化預託金等の用途目的やキャッシュフローを考慮した各年度の必要残高は 600 億円程度であることから、各年限の残高は額面 600 億円程度とする。
- ③ 平成 29 年度においては、上記①②の方針に基づき、取得対象とする債券の残存年限は 10 年後のラダー型資産構成の達成に影響を与えない範囲のものとし、原則として、プラス利回りが見込まれる残存年限 10 年以上の債券の中で最も短い年限から取得を行う。

(2) 新規取得債券種別構成及び保有残高

- ①運用の基本方針に基づき、平成 29 年度において新規に取得する運用対象資産は、「国債」「政府保証債」である。また、政府保証債の取得額については、国債の取得額を超えないものとする。
- ②平成 29 年度末保有額面残高の見通しは<表 4>のとおり。

<表 4 平成 29 年度末保有額面残高の見通し>

(単位:億円)

	国債	政府保証債	格付け制限あり債券(※8)	計
平成 28 年度末 保有残高	7,346	858	753	8,957
平成 29 年度 満期償還額	706	76	111	893
平成 29 年度 新規取得額	596	299	-	895
平成 29 年度末 保有残高見通し	7,235	1,081	642	8,959
平成 29 年度末 種別構成比見通し	81.0%	11.9%	7.1%	100.0%

※8 財投機関債、地方債、社債及び金融債。

(参考)運用対象資産の債券については、元本確保の大前提の観点から、運用の基本方針において、以下のものに限定している。ただし、3)については新規の取得は行わない。

1)国債

2)特別の法律により設立された法人の発行する債券(政府が保証するもの)

3)地方債、特別の法律により設立された法人の発行する債券(政府保証のないもの)、金融債及び社債

(3) 取得対象の債券の金利がマイナスとなった場合の対応

債券取得の際は、元本の確保を前提とする運用の基本方針に則り、マイナス金利の債券は取得しないこととしている。そのため、市場の金利動向によっては、年度末において計画通りのラダー型とならない場合がある。仮に取得対象年限の債券の金利がマイナスとなった場合、当該対象年限の未取得額は定期預金(※9)にて管理し、金利がプラスになり次第、債券取得を行うこ

ととする。また、マイナス金利時における政府保証債の取得額の上限は、国債の取得額及び未取得額(預金にて管理分)の合計とする。

ただし、マイナス金利を含む低金利時における再資源化預託金等の資金運用の在り方については随時検討することとし、運用方法の変更等を行う場合は、資金管理業務諮問委員会での審議のうえ、運用を行うこととする。

※9 再資源化預託金等の管理を行う銀行預金については、期間 1 カ月の定期預金により管理を行う。

(第 65 回資金管理業務諮問委員会資料 6「3. (3)再資源化預託金等を管理する銀行預金の種別について」を参照)

3. 運用の評価

運用の評価は、四半期末及び年度全体について実施する。その際の基準は以下のとおり。

(1) 資産構成の評価

資産構成において、以下 3 点について評価する。

- ・各年限における額面残高が 600 億円を超えていないこと。
- ・残存年限 10 年から 23 年以下のプラス利回りの債券の中で、最も短い年限から取得を行っていること。
- ・各年限における政府保証債の額面保有残高が、300 億円を超えていないこと。

(2) 運用成果の評価

四半期末及び年度末において、各期間中の取得した債券及び同期間中の同年限の利付国債それぞれの最終利回り(単利)を加重平均したものを比較し、妥当な範囲であること。

以上